

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 6月17日
【会社名】	株式会社ジェイホーム
【英訳名】	J-home Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 篤彦
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号
【電話番号】	03 (5324) 6261 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 池永 宏之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号
【電話番号】	03 (5324) 6261 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 池永 宏之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 190,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当ありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式。 なお、単元株式数の定めはありません。

(注) 1. 平成21年6月17日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

振替機関名称：株式会社証券保管振替機構

振替機関住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	5,000株	190,000,000	95,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	5,000株	190,000,000	95,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は95,000,000円であります。

3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下のとおりであります。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		株式会社S T Kシステム
割当株式数		5,000株
払込金額		190,000,000円
割当予定先の内容	所在地	東京都港区新橋五丁目30番9号
	代表者の氏名	代表取締役 福山 稔朗
	資本金の額	10,000円
	大株主及び持株比率	福山 稔朗 100.0%
	事業の内容	1. 有価証券取得、保有、運用および投資 2. 投資事業組合、投資事業有限責任組合の運用及び管理 3. 企業提携の仲介斡旋及びコンサルタント業務
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係	該当事項はありません。
	設備の賃貸借	該当事項はありません。
	役員の兼務関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
当該証券の保有に関する事項		該当事項はありません。

(注) 1. 割当予定先の内容および当社との関係の欄は平成21年6月17日現在におけるものであります。

資金調達目的

当社の企業理念は、「住宅に世界標準の価格と品質を実現することで、住生活の向上を促し、広く社会に貢献する」です。この理念の実現のため、1993年1月に株式会社イザットとして設立以来、当社グループは住宅を科学し安全、快適、健康かつ経済的な住宅を追求してまいりました。

しかしながら世界的な同時不況を迎え、住宅市場が急速に冷え込んでいる中、当社の持つ強みである建築技術およびフランチャイズ事業のコンサルティングノウハウを活用し、住宅以外への事業の多角化を図ることが必要であるとの結論に達しました。

とりわけ、近年急速に市場が拡大しているフットサル事業への参入を検討した結果、当社としては、当社の経営資源を十分に活用できる、新たな事業として展開することといたしました。

当該事業を立ち上げるべく、そのノウハウ取得、収益の獲得を目的としてフットサル施設を購入しており、その購入資金としての資金調達の必要性が生じております。

当社は今回の新規事業に伴う資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討致しました。まず、当社の現況において間接金融手段による資金調達は、昨今の金融機関を取り巻く厳しい環境下、新規借入れを行うのは事実上困難な状況でございます。当社におきましても、以前から金融機関への融資交渉を粘り強く進めておりましたが、未だ貸出について明確な回答をいただけていない状況です。

一方で、新規事業への参入を検討している当社において資金調達の必要性が迫られている中、直接金融による資金調達を検討して参りました。そのような中、当社の将来事業計画にご賛同頂き、評価を頂いた株式会社S T Kシステムより、新株式発行による引受提案を頂いた次第でございます。

このような状況の中で、投資家の需要に左右されずに確実に資金調達を行うため、第三者割当による新株式の発行を行う事を決断致しました。

株式会社S T Kシステムを割当先として選定した理由

株式会社S T Kシステムはクライアント数約100社(法人・個人合計)を抱える税理士事務所を運営している福山氏が代表を務めております。同社は福山氏個人の資金提供により設立された会社であり、福山氏のクライアントのうち、複数の顧客から匿名組合出資による資金提供を受けております。

このたびの資金調達においても、当該スキームにて当社の株式を引き受けていただけることとしております。福山氏は、当社代表取締役大宮健次の個人的な資産アドバイザーも務めております。

今回、株式会社S T Kシステムを第三者割当増資先に選定した理由は下記のとおりです。

- ・取締役の派遣および経営に参入する意思がなく、当社の独立性が保たれること。
- ・資金面を含む、当社に対する全面的な協力を約束して頂いたこと。
- ・福山氏が運営する税理士事務所が顧客に事業会社・富裕層を多数抱えていることから、当社の事業である高気密高断熱住宅の顧客紹介が期待できること 当社のF Cとなる事業会社の開拓において協力が得られること 新規事業であるフットサル事業についてF Cとなる事業会社・富裕層(土地保有者)の開拓について協力が得られ、F C獲得に伴う工事受注・ロイヤリティ収入の拡大により当社収益の拡大が期待できることから当社にとって多大なメリットがあると判断したこと。

経営基盤の強化に関しては、急務課題としております。このような経営方針のもと事業会社との提携および新規事業案件を実行すると同時に、上場企業として存続し今後の成長性、経営の安定性を維持していくためには、資本増強が必至であると考えます。

割当先であります株式会社S T Kシステムの代表取締役福山稔朗氏と大宮健次とは、福山氏が大宮の個人資産アドバイザーを務めている関係でございます。大宮が本件について相談したところ、福山氏からは当社の新たな事業計画、経営方針についてご賛同いただきました。

株式会社S T Kシステムにつきましては、当社代表取締役からの紹介であることから、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただける引受先である点や、保有目的が純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことを書面で確約していただいている点、及び新株式の発行条件についてもご理解していただいている点などから、決定に至りました。

当社は同割当予定先より提示された経営陣の資料並びに面談、紹介者からの情報および信用調査機関への照会により、同企業並びに経営陣が反社会的勢力でないことを確認しております。同時に株式会社S T Kシステムから反社会的勢力でないことの確約書をいただき、当社で確認しております。また、株式会社S T Kシステムの代表を務める福山氏は個人で税理士事務所を営んでおり、その社会的信用力から鑑み、当社としては反社会的勢力等と関わることなく必要な資金を確保し、払込が履行されるものと判断しております。

(注) 本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

割当予定先の保有方針

割当予定先である株式会社S T Kシステムは、当社株式については中長期保有の方針と伺っております。なお、当社は割当先が払込日(平成21年7月6日)から2年間において、当該割当株式の全部または一部の譲渡を行なうこととなった場合には、当該譲渡を受けたものの氏名または名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容をジャスダック証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき確約書の締結をいただくことの内諾を受けております。

株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

その他の重要な契約

該当事項はありません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
38,000	19,000	1株	平成21年7月6日(月)	該当事項無し	平成21年7月6日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 上記株式を割当てた者から申込の行われなかった株式については失権いたします。
 3. 申込方法は、申込期間内に後記申込取扱場所に申込みをすることとします。
 4. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 5. 発行価額は、平成21年6月17日開催の取締役会決議の直前日から遡る3ヶ月間(平成21年3月17日から6月16日まで)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引における終値の平均値の104.63%に相当する38,000円と、取締役会決議の直前日の終値(取引が成立しない場合は直近日の終値)のどちらか高い方といたしました。売買出来高水準、当社株式の株価の推移、新株式発行による希薄化等を勘案し、一定期間の平均株価という平準化された値である直近3ヶ月の終値平均とする方法は、算定根拠として客観性が高く合理的なものでございます。しかし、当社株式は、直近3ヶ月の終値平均の104.63%である38,000円を近時上回る価額で推移していた時期もあり、既存株主様を極力保護する観点から、発行決議日前日の終値を予備的に採用することといたしました。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジェイホーム 管理本部	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モリス22階

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町6-2-6

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
190,000,000	19,000,000	171,000,000

- (注) 1. 発行諸費用には、「株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ(東京都渋谷区恵比寿1-20-18、代表取締役 中里肇)」に対するアドバイザーフィー、弁護士費用、信託銀行手数料、登録免許税及び登記手数料等が含まれております。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

今回の第三者割当による新株式発行に係る手取概算額171百万円の使途につきましては、新規事業分野における既存設備購入のための投資資金75百万円、フットサル施設の購入先への融資金25百万円、ポータルサイト運営会社の買収資金等50百万円、その他運転資金21百万円の使途を予定しております。

新規事業分野であるフットサル事業については、大きく分けて下記の3つを検討しております。

A. フットサル施設の運営

フットサル施設の運営については、施設購入により直ちに収益に結びつき、加えて施設運営ノウハウの取得が見込まれます。

B. フットサルコート建設

当社建設技術を活用し、フットサルコートの建設の受注拡大を図って参ります。

C. F C事業の展開

当社がもつF C事業ノウハウを活用し展開する計画で、具体的には住宅F C事業の運営の中で蓄積した当社の不動産情報網を用いて有望な遊休地(施設)の情報収集を行い、また既存施設からフットサルコートへの転用の際には、当社の住宅建築のノウハウを活用することで迅速かつ効率的な転用を行って参ります。

既存フットサル施設の購入：約75百万円

既存施設購入は、直ちに収益に結びつくことと、施設運営ノウハウの取得が図れることから、購入費用として充当をいたします。

購入にあたってはJ F Cスポーツバンガード株式会社(本店所在地 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号、以下「J F C S V」)から、「フットサルポイントS A L U川口」(購入費：約17百万円)、「フットサルポイント」- P O I N T浦和美園(購入費：約33百万円)、「フットサルポイントS A L Uつかしん」(購入費：約25百万円)の3施設の一括購入を予定しております。(購入費はJ F C S Vの3店舗の帳簿価額で按分した金額です)

施設購入費のうち金32百万円はすでに自己資金にて立て替えることで支出が済んでおります。残金につきましては平成21年7月上旬頃に支出を予定しており、施設の購入費につきましては、全額今回の増資資金を充当して支払する予定でございます。

フットサル施設の購入先への融資金：約25百万円

J F C S Vから既存3施設を購入するにあたっては、現在民事再生中の同社に対する融資(運転資金)が、既存3施設の購入の条件となっております。

現在民事再生中のJ F C S Vの申立代理人(弁護士)から、既存3施設の売却にあたっては、J F C S Vへの融資(運転資金)を条件としたいとの提案がありました。

融資条件は、返済回数：120回、年利：3%、月額返済金額：241千円となっており、当社といたしましては、J F C S Vの民事再生計画に基づく、月次のキャッシュ・フロー計画からの分割返済の可能性、J F C S Vの前年3施設の月次キャッシュ・フロー実績などを精査・検討した結果、返済可能性は高いと判断し、融資金の条件を承諾するに至りました。

融資時期は平成21年7月上旬頃を予定しております。

ポータルサイト運営会社の買収資金等：約50百万円

フットサル施設の予約システムの構築のため、現在フットサルのポータルサイトを運営している企業(会員数約3,000チーム)の買収を行います。同社が保有している主たる資産は、現預金、サーバー、ソフトウェア、課金システム利用に係る保証金等でございます。買収後に行う業務内容としては、フットサル施設の予約サイト構築、フットサル関連の物品販売、フットサルイベントの開催告知など、広告宣伝関連業務を主に行います。

支出時期は平成21年7月上旬頃を予定しております。

新規事業分野における経費等の運転資金：約21百万円

新規事業分野であるフットサル事業の、今後の事業展開に伴う経費等(3施設の人件費及び地代等)、またフットサル施設の維持管理費(消耗品等)の資金確保を目的として、運転資金への充当を予定しています。

(3)【調達する資金使途の合理性に関する考え方】

当社は、住宅FC事業部門における新規加盟店の伸び悩み、また住宅資材販売事業部門においても資材価格の高騰等により、売上高および収益が数年来低迷している状況下にあります。この局面を打開するためにも、当社の持つ強みである建築技術およびフランチャイズ事業のコンサルティングノウハウを活用することが可能となる、新たな事業としてフットサル事業を展開することいたしました。

上記(2)のとおり、フットサル事業への進出は、新分野への進出という事業リスクが存在してはおりますが、新規事業の立ち上げを行うにあたり、既存3施設を購入し、運営することで、当社の事業領域及び収益の拡大に寄与し、今後の当社自身の成長に大きく貢献するものと考えております。

また、当資金調達によりもたらされる企業価値の向上が、将来的に既存株主様の株式価値の向上に寄与するものと考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第17期事業年度)の提出日(平成21年3月27日)以降、本有価証券届出書提出日(平成21年6月17日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。その報告内容は下記のとおりであります。

平成21年5月25日提出の臨時報告書

1. 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査公認会計士等の異動に関し、東陽監査法人から、任期満了による「契約終了のご通知」を平成21年4月3日に受領いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 監査公認会計士等の辞任について

異動に係る監査公認会計士等

辞任監査公認会計士等の名称 東陽監査法人

異動日

平成21年3月31日

辞任する監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成20年4月2日

辞任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

東陽監査法人から、任期満了による「契約終了のご通知」を平成21年4月3日に受領したことによるものであります。

の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る辞任する監査公認会計士等の意見

該当事項はありません。

辞任する監査公認会計士等が の意見を表明しない理由及び当社が辞任する監査公認会計士等に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

(2) 監査公認会計士等の就任について

異動に係る監査公認会計士等

就任監査公認会計士等の名称 才和監査法人

異動日

平成21年4月8日

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

東陽監査法人から、任期満了による「契約終了のご通知」を平成21年4月3日に受領したことを受け、新たに本日の取締役会で才和監査法人を選任したものであります。

平成21年5月25日提出の臨時報告書

1. 提出理由

当社は、平成21年5月1日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 代表者の異動

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	所有株式数 (平成21年5月1日現在)
加藤 篤彦 (昭和32年10月16日)	代表取締役社長	取締役建材事業本部長	

(2) 異動の年月日

平成21年5月1日

(3) 新たに代表者になる者についての略歴

代表取締役社長 加藤 篤彦（昭和32年10月16日生）
昭和53年3月 山崎製パン株式会社入社
平成16年4月 オリオン商事株式会社取締役
平成18年1月 株式会社メガシステム（現当社）営業部長
平成19年3月 当社住宅資材販売事業部門管掌 取締役
平成21年1月 当社取締役建材事業本部長
平成21年5月 代表取締役社長 兼 建材事業本部長（現任）

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第17期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成21年3月27日及び訂正報告書の提出日平成21年5月25日）以後、本有価証券届出書提出日（平成21年6月17日）までの間に生じた事項は以下のとおりであります。その他の事項についての変更はありません。

また当該有価証券報告書及び本有価証券届出書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 割当先が筆頭株主になることについて

募集前後の大株主及び持株比率は以下の通りです。

募集前（平成21年4月2日現在）		募集後	
大宮 健次	52.0%	株式会社STKシステム	37.5%
石井 雄也	20.4%	大宮 健次	32.5%
白石 明彦	4.0%	石井 雄也	12.8%
日建ホーム株式会社	1.2%	白石 明彦	2.5%
岩井証券株式会社	1.0%	日建ホーム株式会社	0.8%
高橋 秀明	0.8%	岩井証券株式会社	0.7%
鈴木 智博	0.7%	高橋 秀明	0.5%
朝日火災海上保険株式会社	0.7%	鈴木 智博	0.5%
谷本 秀記	0.6%	朝日火災海上保険株式会社	0.5%
日本証券金融株式会社	0.6%	谷本 秀記	0.4%

（注）上記は、平成20年12月31日現在の株主名簿及び平成21年4月2日現在の大量保有報告書を基準とし、今回の第三者割当による新株式発行完了後の数字であります。

上記のとおり、株式会社S T Kシステムは本第三者割当による新株式発行完了後、当社の筆頭株主となります。株式会社S T Kシステムは当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただいております。また保有目的が純投資であり当社の経営に介入する意思がないことを確約していただいておりますことから、新株式発行完了後も株主、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の期待に応えるべく、当社事業を推進することができると判断しております。また、株式会社S T Kシステムの当社株式の保有方針は中長期保有の方針と伺っております。

(2) 株式の希薄化について

今回の第三者割当による新株式の発行規模は、上記38,000円の発行価額で必要調達額171百万円を調達する場合、5,000株の株式発行が必要となり、既存株主様におかれましては本新株式が発行された場合は、1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

しかしながら、当社と致しましては、本新株式発行による資金調達により行う新規事業からの収益によりもたらされる企業価値の増大が、5,000株の新株式の発行による希薄化があっても、1株当たりの価値を高め、既存株主様の持分価値の向上に資するものであると考えております。

このような考えのもと、このたびの発行規模を合理的なものであると判断し、決定致しました。

(3) 当社株式の上場時価総額について

当社株式は、平成21年4月の月末上場時価総額及び月間平均上場時価総額が300百万円未満となりました。ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準第2条第1項第3号(上場時価総額)では、9ヶ月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3ヶ月以内にジャスダック証券取引所に提出しない場合にあっては3ヶ月)以内に毎月の月末上場時価総額および月間平均上場時価総額が300百万円以上にならない場合は、上場廃止になる旨、記載されております。同基準に基づき、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が300百万円以上にならない場合は、上場廃止となる可能性があります。

当社株式は、平成21年5月末日の上場時価総額及び月末上場時価総額が300百万円以上となり、証券取引所株券上場廃止基準第2条第1項第3号(上場時価総額)に該当しないことになりました。

(4) 新分野進出リスク

当社は、平成21年4月1日開催の取締役会においてこのフットサルを中心としたスポーツ事業(施設の運営・建築・F C事業展開)に進出することを決定いたしました。

当社の持つ強みである建築技術およびフランチャイズ事業のコンサルティングノウハウを活用し、住宅以外への事業の多角化を図ることが必要である、との結論に達したことによります。

このフットサルを中心としたスポーツ事業(施設の運営・建築・F C事業展開)を今後の成長マーケットとしてとらえると同時に、当社の経営資源を活用することが可能となる、新たな事業として展開いたしますが、当該事業進出が当社の期待どおりの売上高および収益などの成果を上げる保証は必ずしもありません。

したがって、フットサル施設の購入等は、現在の事業規模と比較して多額となる可能性もあり、当社の財政状態など経営全般にわたるリスクが存在します。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第17期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年4月9日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期 第1四半期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	平成21年5月15日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第17期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年5月25日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の1に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

株式会社ジェイホーム

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 隆一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小田 哲生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホームの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホーム及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年2月21日開催の取締役会において、平成20年3月28日開催の株主総会における合併契約書承認可決を条件として、連結子会社4社を吸収合併することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月19日

株式会社ジェイホーム

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野栄太郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中里 直記

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホームの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホーム及び連結子会社の平成20年12月31日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

株式会社ジェイホーム

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 隆一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小田 哲生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホームの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホームの平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年2月21日開催の取締役会において、平成20年3月28日開催の株主総会における合併契約書承認可決を条件として、連結子会社4社を吸収合併することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月19日

株式会社ジェイホーム

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野栄太郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中里 直記

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホームの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホームの平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月15日

株式会社ジェイホーム
取締役会 御中

才和監査法人

指定社員 公認会計士 原 健人 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中 伸一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホームの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第18期事業年度の第1四半期累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイホームの平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及び第1四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。